

当組合の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組み

今治立花農業協同組合

2023年12月

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

(1) 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には当該法人の経営状況、返済能力、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断を行い、経営者保証を求めない可能性や、経営者保証以外の手法を用いる等、取引先の意向を踏まえ検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し保証契約の必要性等に関する説明を具体的かつ丁寧に行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、保証人の資産状況、収入状況、融資金額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案し、形式的に融資金額同等とせず保証金額を設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行い、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、具体的かつ丁寧な説明を行います。

(2) 事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、改めて保証契約の必要性について検討を行い、その結果について主たる債務者及び後継者に対して具体的かつ丁寧に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について妥当であるか検討します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

(1) 経営者保証における保証債務を履行する場合、保証人の手元に残すことが可能な残存資産の範囲について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案し、必要があれば支援専門家の意見を仰ぎつつ誠実に対応、決定します。